

特 記 仕 様 書

取付管及び柵修繕（その２）

蕨市都市整備部下水道課

1 趣 旨

特記仕様書は、蕨市土木工事共通仕様書に定めるもののほか、修繕に関し必要な事項を定めるものとする。

2 概 要

本修繕は、蕨市公共下水道の取付管及び枳の修繕を行うものとする。

3 修 繕 名

修繕名：取付管及び枳修繕（その２）

4 修繕期間

修繕期間：契約日から 150 日以内

5 修繕内容

修繕内容は、別紙取付管及び枳集計表のとおりとする。

6 注意事項等

- (1) 提出書類については、別表 1 のとおりとする。
- (2) 既設雨水取付管がφ150 の場合は、監督員へ報告するとともに、原則としてφ200 で施工を行うこと。
- (3) 施工前照査として、着手前に現地調査を行い、その結果を報告すること。
- (4) 既設取付管（陶管）は全て撤去し、塩化ビニル管を布設すること。
- (5) 取付管は、平面的に曲がり設けず、直線で施工すること。やむを得ず曲がり設ける場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けること。
- (6) 本管に支管を取付ける場合は、止水対策を行うとともに、下記の事項を基本として固定を行うこと。なお、取り付けが出来ない場合は、監督員と協議すること。

本管径φ400 以下の場合、支管の両端を番線にて取付けること。

本管径φ450 以上の場合、支管の四隅をビス止めし、取付けること。
- (7) 舗装（本復旧）を実施する場合は以下の通りとし、仕上がりは平坦にすること。

歩・車道部：1 カ月以上の養生期間後、本復旧を行うこと。

区画線：現況復旧すること。

- (8) 施工範囲内に空洞を発見した場合は、原因を調査し監督員へ報告すること。なお、空洞は碎石等で埋めること。
- (9) 区画線工の復旧は、ペンキ又はスプレーにて塗布すること。
- (10) 作業区域内には、適正な位置に交通誘導員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導を行い、交通事故防止に努めること。
- (11) 路床の埋め戻しは、巻き出し厚 20cm 以下で敷き均し転圧を行い、十分に締め固めること。
- (12) 掘削箇所に隣接する構造物及び埋設物の養生を行うこと。
- (13) 掘削深がH=1500 mmを超える場合は、土留めを行うこと。
- (14) 掘削深がH=1500 mmを超えない場合でも、地山の崩壊の可能性がある判断した場合は、土留めを行うこと。
- (15) 他企業埋設物を損傷させることのないよう事前に受注者が、各埋設物管理者の立会を求めること。
- (16) 縁塊設置高は、道路管理者と協議し取り決めること。
- (17) 工事着手前に必ず道路管理者へ掘削申請を行うこと。また、道路管理者との協議内容を施工計画書へ反映させること。
- (18) 計画道路組成と現地組成に差異が生じた場合は、速やかに道路管理者と協議を行うとともに監督員へ報告すること。
- (19) 掘削する道路が一方通行等の交通規制に該当する場合は、所轄警察署に対し「道路使用」とは別に規制解除の申請をおこなうこと。
- (20) 関係工事業者と工程調整を行い円滑な工程管理を行うこと。
- (21) 近隣関係者等への工事による影響を最小限に留める様、細心の注意をすること。
- (22) 通行車両に対し、工事規制内容を一カ月以上前から周知すること。
- (23) 工事看板を設置する際、通行者（車）の視界不良や看板と接触等がない様細心の注意を払い設置すること。
- (24) 本特記仕様書に定めのない事項については、監督員と協議すること。
- (25) 近接工事との安全・工程調整を行い、その結果を監督員に報告すること。
- (26) 作業後は路面の汚れを清掃すること。

(別表 1)

提出書類一覧表

番 号	名 称	部 数	備 考
1	現場代理人等通知書	1	契約後速やかに
2	経歴書	1	契約後速やかに
3	修繕工程表	1	契約後速やかに
4	施工体制台帳	1	必要に応じて
5	施工計画書	1	契約後速やかに
6	材料検査請求書	1	必要に応じて
7	履行期間延長申請書	1	必要に応じて
8	指示・承諾・協議書	1	必要に応じて
9	承諾書	1	必要に応じて
1 0	施工写真	1	完了後速やかに
1 1	完了届	1	完了後速やかに
1 2	完成図書	1	完了後速やかに
1 3	成果物引渡書	1	検査合格後速やかに
1 4	その他必要な書類	1	必要に応じて